

医療廃棄物取扱管理及び処理等に関する仕様書

甲から排出される医療廃棄物の取扱管理、収集運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）及び廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和7年4月環境省環境再生・資源循環局）並びに契約条項に基づくほか、下記により行うものとする。

記

1 目的

甲が医療廃棄物の処分を、乙に委託するにあたり、双方が医療廃棄物を適正に取り扱うことを申し合わせるにより、適正処理及び安全衛生の確保並びに生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 乙において受入れ可能な医療廃棄物の種類

(1) 感染性廃棄物

- ① 手術等により排出される病理廃棄物
- ② 血液等が付着した鋭利なもの
- ③ 病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験器具、培地
- ④ 透析器具
- ⑤ その他血液等が付着したもの

作業上の安全確保のため、内容、量を聞き取りのうえ、搬入方法等について、事前に協議するものとする。

(2) 非感染性廃棄物

- ① ポリ薬瓶
- ② チューブ類
- ③ ガーゼ、脱脂綿等

ただし、非感染性廃棄物を感染性廃棄物と混合した場合は、全体を感染性廃棄物として取り扱うものとする。

3 使用する梱包容器

医療廃棄物の収集運搬及び処分を行うにあたって、安全衛生を確保できる容器として、乙が承認した特定の容器を次により使用するものとする。

廃棄物の種類	容器の材質・仕様	容量 (リットル)	使用法
感染性廃棄物	固形状物（血液 付着ガーゼ、血液 付着注射筒等）	段ボール外箱 （感染性廃棄物専用） ポリエチレン袋 （0.03mm厚）	40 底をガムテープでしっかり貼り、 ポリ袋を内に装着して、廃棄物を入 れる。満量になった時、ポリ袋の口 を密封し、更に箱の蓋をガムテープ で閉じ、必ず固有番号（TEL番号 下4桁）を記す。
	泥状物（人体の組 織、器官等で少量 のもの） 鋭利なもの（注射 針・筒、メス等）	プラスチック容器	40 20 50 必ず固有番号（TEL番号下4桁 ）を記した感染性廃棄物表示ラベル を貼って使用し、満量になった時、 蓋をしっかり閉め、密封する。
	金属類		なお、金属類については、他のもの と混ぜずに、それだけを容器に入れ 『金属在中』と容器に表示してくだ さい。
非感染性廃棄物	ポリ薬瓶、 チューブ類、	段ボール外箱（非感 染性廃棄物専用） 透明ポリエチレン袋 （0.1mm厚）	40 底をガムテープでしっかり貼り、 ポリ袋を内に装着して、廃棄物を入 れる。満量になった時、ポリ袋の口 を密封し、更に箱の蓋をガムテープ で閉じ、必ず固有番号（TEL番号 下4桁）を記す。

注1) 上記以外であっても、事前に乙の承認を受けた場合には、その他の容器も使用することが出来ますが、必ず固有番号（TEL 番号下4桁）を記してください。

注2) 注射針やメス以外の破砕できない金属類については、高圧蒸気滅菌処理（オートクレーブを用いた滅菌）のため、他のものを混入しないでください。

注3) 容器には、金属類のみを入れ、『金属在中』と記載をお願いします。

※その他、処分についてご不明な点はお気軽にご相談ください。

TEL : 0889-24-6210

4 管理責任者の選任等

(1) 廃棄物の管理責任を明白にするとともに、相互の連絡協議、緊急時等の連絡を円滑に行うために、次のとおり廃棄物管理責任者を定める。

事業者区分	事業場名称	事業場所在地	管理責任者 職名・氏名	電話番号
甲		〒		
乙	(公財) エコサイクル高知 エコサイクルセンター	〒781-2164 高岡郡日高村本村字 焼坂659番1	業務課長 本山 正人	0889-24-6210

- (2) 管理責任者は、取扱管理・収集運搬・保管管理・処分における日常の総括管理を行うほか、廃棄物及び関係施設の状況及び異状、事故等を把握・記録し、適切に処理しなければならない。
- (3) 管理責任者等は、契約書、仕様書、マニフェスト等関係書類を整理・保管しなければならない。
- (4) 管理責任者等は、作業担当者に対し、必要な教育訓練を実施しなければならない。

5 甲における取扱管理

- (1) 甲の管理責任者等は、廃棄物処理計画を定めるとともに、必要に応じて管理規定を定め、これらに基づき廃棄物の取扱管理を行うものとする。
- (2) 感染性廃棄物は、確実に非感染性廃棄物と分類するとともに、上記3に示すとおり、所定の容器に入れ、蓋を閉め、密封した後、所定の保管場所（他のものの混入を防ぐため、仕切り及び表示を行うこと）に保管するものとする。
- (3) 感染性廃棄物で金属類（ステンレス・チタン鋼の外科用器具、ロッド、ジョイントその他の人工器官のようなインプラント、並びに、工具や病院機器等）については、他のものと混ぜずに、それだけを所定の容器に入れ、その旨箱に注意書きを書いたうえ、蓋を閉め、密封した後所定の保管場所（他のものの混入を防ぐため、仕切り及び表示を行うこと）に保管するものとする。
- (4) 有害性、非燃焼性、爆発性、強い化学反応性等を有しているため、破碎・滅菌処理等に支障を及ぼす次のものは、絶対に容器に入れないものとする。
 - ① 体温計、血圧計、水銀電池、水銀アマルガム等水銀を含むもの。
 - ② 有害であるとして別途規制・規定されている廃棄物（化学療法薬、放射性廃棄物、抗新生物薬品など。）
 - ③ 多量の有機溶剤
 - ④ 可燃性ガスその他のボンベ、充填缶類
 - ⑤ 強い酸性力又は還元力を有する物質
 - ⑥ その他破碎・滅菌処理等に支障を及ぼすもの（電池が分離できない機器類、電池類）
- (5) 感染性廃棄物の保管は極力短期間かつ低温とする。
- (6) 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように、また収集運搬の作業がしやすいように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管する。
- (7) 感染性廃棄物の保管場所には、注意事項を表示するものとする。
- (8) 管理責任者等は、甲の廃棄物取扱者に対して、必要な教育訓練を実施するものとする。
- (9) 甲の指示等により、自宅等において患者自ら注射、透析等の治療行為を行う場合に発生する感染性廃棄物の取扱については、甲が患者に対し、甲への廃棄物の持参等の指示を行うものとする。

なお、医療廃棄物とは言えないもの（例えば非感染性の紙おむつ、インスタントコーヒーの空き瓶や湯飲み、蛍光灯などのガラス類やジュースや菓子の空き缶、ゴムスリッパ（クロックス等）、カルテの束、その他事務所から出たごみなど）は、受け入れることができません。（事業系の一般廃棄物に該当）

また、感染性廃棄物に該当するおむつ（汚物を取り除いたもの）については、水分を大量に含んでおり、滅菌処理に影響を及ぼす可能性があるため、少量に限り受入が可能です。事前に量・内容をご相談ください。

6 収集運搬

甲自らが収集運搬を行う場合は、次によるものとする。

- (1) 甲は、甲の管理責任者と十分打ち合わせのうえ、保管期間を極力短期間とするよう収集運搬を行うこと。
- (2) 収集運搬にあたっては、作業員は作業に適したユニフォームを着用し、社員証等作業担当者であることの身分証明書を常時携帯し、乙から要請があったときは、これを提示すること。
- (3) 作業にあたっては、廃棄物の入った容器を転倒、落下、破損及び紛失しないよう安全・確実・丁寧

に収集運搬すること。

- (4) 収集運搬中は、廃棄物容器と一般外来者、通行人等公衆が直接接近しないよう極力留意するとともに、公衆の場では廃棄物容器から離れないこと。
- (5) 感染性廃棄物の運搬にあたっては、他の積荷と混載してはならない。
- (6) 収集運搬車両は、次の構造を有するものとする。
 - ① 廃棄物容器が車外へ落下する恐れがないこと
 - ② 廃棄物容器が降水及び直射日光に曝されないこと
 - ③ 夏期高温時には断熱及び昇温防止ができること
 - ④ 悪臭が漏れる恐れがないこと
 - ⑤ 公衆が廃棄物容器に接触できないこと
 - ⑥ 甲の車両であることを見やすい状態で表示していること

7 処分

- (1) 感染性廃棄物は、容器中に梱包された状態で、マイクロウェーブ滅菌処理装置に投入し、滅菌・減容化を図ることを原則とする。
非感染性廃棄物は、容器中に梱包された状態で、マイクロウェーブ滅菌処理装置に投入し、滅菌・減容化を図ることを原則とする。
- (2) 感染性廃棄物は、遅くとも受取日の翌日に滅菌・減容するものとする。やむを得ず保管する場合は、冷蔵施設を有する保管室に保管するものとする。
- (3) 破碎・滅菌・減容後の廃プラスチック等は、法に基づき適正に処分するものとする。
- (4) 乙の廃棄物受入営業日時は、次の日を除く各日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後4時までとする。
 - ① 日曜日及び土曜日
 - ② 国民の祝日及び同振替休日
 - ③ 12月29日から1月3日
 - ④ 定期又は臨時に保守点検、修繕等を行う場合であって、マイクロウェーブ滅菌処理装置の稼働を休止する必要がある日（収集運搬業者又は自らが収集運搬を行う甲に対しては、遅くとも当該日の前日までに乙から連絡するものとする。）
- (5) 乙における保管期間の短縮、施設の効率的な運転等のため、廃棄物の搬入の時期、方法等について、甲に対し、協力を要請することができる。

8 マニフェストによる管理・確認

- (1) 甲は、マニフェストの排出事業者欄に固有番号（電話番号）を付記する。
- (2) 乙は、廃棄物の受渡にあたって、マニフェスト（電子マニフェストの場合は受渡確認票）記載事項の確認を行うものとする。
- (3) 甲及び乙は、マニフェストの写しを5年間保管しなければならない。